

平成17年度第5回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成17年(2005年)12月22日(木)

午後2時～午後3時31分

場所 議会棟 第二委員会室

- 1 出席者 吉野会長、若林委員、池野委員、北山委員、松井委員、杉山委員、添田委員、田中委員、今原委員、木村委員、以上出席委員10名
(欠席委員：吉本委員、武川委員、前坂委員、以上3名)

事務局：大蔵市長 神谷健康福祉部担当部長 山本保険年金課長
古谷上席課長代理 大野課長代理 蓑島課長代理
諸伏主管 荒井主事

- 2 傍聴者 なし

3 諮問

大蔵市長が「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」の諮問書を吉野会長に手交した。

《事務局が各委員に諮問書の写しを配布した。》

大蔵市長があいさつした。(あいさつ後、所用により市長退室)

《事務局が、前々回の資料12、15、16を訂正又は最新情報への改訂のため差換えをお願いし、その説明を行った。》

4 開会

吉野会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成17年度第5回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

5 審議

会長：それでは、本日の議題に入ります。議題(1)の「結核・精神医療附加金について」を議題といたします。

前回協議会におきまして諮問をいただき、審議いたしました。本日は答申について御意見をいただきたいと思えます。前回の協議会では御意見はいろいろと賜りましたが、「結核・精神医療附加金については、平成18年4月1日廃止とするが、経過措置を設け、周知期間の平成18年4月から6月までの3か月間は附加金を継続する。」という諮問事項に基本的には賛意を表明する、ということですのでよろしいでしょうか。

《会長と事務局が前回配布の諮問書の写しを各委員が持参されているか確認した》

会長：前回の協議会の諮問事項におきまして、「(1)平塚市国民健康保険条例第6条の2を削除し、結核・精神医療附加金を廃止する」、これは、皆様の御意見がまとまっておったと思えます。

(2)の経過措置につきましては、周知期間を設けるということをございまして、平成18年4月1日から6月30日までの3か月間でございますが、附加金を継続するという点に関しましても前回御審議いただいた中でこの期間3か月につきましても諒承事項であったと思えます。

現在のこの2項目につきましても肯定しているわけでございますので、それに対しまして答申を作成することになりますが、前回から時間も経っておりますので、御異論もあるかもしれませんが、もし何かあるようであれば御意見を承りまして、皆様とともに検討していきたいと思えますので、いかがでございましょうか。

委員：周知期間の3か月とはどうでしょうか。どうして、3か月なのでしょう。

事務局：普通ですね、こういう条例改正など行って施行するまでの期間につきましては、例えば、12月議会上程して議決をいただきますと新年度から、4月から施行となります。それらのことを勘案しまして、(議決後)施行までの3か月間に周知をして実施するというのが一般的でございます。これらのことを勘案しまして、一応6月30日までと考えています。

委員：医療費のレセプト請求で精算をするのは、4月・5月までは、旧年度のものを扱いますので、そういう意味で6月まで周知期間に設けているのは1か月余りかなと思いましたが。

事務局：今の診療報酬の支払い方ですが、(平成15年度から)いわゆる3-2ベース、3月診療分から翌年2月診療分までを会計年度とすることになっています。(諮問案は)周知を図るために、実際の診療月で4、5、6月までは附加金の考え方を適用しますよということです。

今おっしゃったことと回答の方は少しずれているかもしれませんが、今予定しているのは3月議会上程させていただき、そこで御議決をいただきましたら、その後やはり3か月ぐらい周知期間が必要であろうと、周知につきましては前回もお話したように該当者の方や関係医療機関に通知することも必要であると考えていますので、その辺を考えますとやはり3か月ぐらいの期間を周知期間として必要ではないかと考えています。

委員：前回資料をいただいているところで、継続を決定しているというところがあましたが、最近の情報などでも変化ないですか。

事務局：前回お示した資料では既に廃止しているのが、横浜市です。今年の3月議会で議決、今年の10月から廃止しています。

廃止方針で今12月議会に向けて努力をしているのが、藤沢、茅ヶ崎、厚木、海老名、綾瀬の5市は変わっておりません。

廃止の方向で検討しているのは、鎌倉、相模原、大和、伊勢原、座間、平塚は変わっておりません。

前回のその他のなかで、その時にははっきりしていなかった小田原市が周知期間は未定ですが、廃止方向ということです。三浦市が周知期間はまだ決めておりませんが、廃止方向ということです。南足柄市は3か月の周知期間をもって廃止方向、そういうような状況となっています。

最終的には、川崎市が2年間継続決定、横須賀市も同様に秦野市は市長選後に決める、逗子市は方向が出ていないとなっています。

小田原市、三浦市、南足柄市は前回の運営協議会のあとで態度を表明しているということです。

委員：意見ですが、川崎市、横須賀市が2年間の継続を決めている。本市は相模原市に次いで大規模な市ですね。（川崎市や横須賀市と同様に）そういった方向でよいと私は考えていますが。特に昨今のニュースを見ていると、小泉さんの増税策がものすごいです。かなり厳しくなってきましたね。

国保関係でも本市の税の諮問が出ていますけれども、所得税の控除が見直され、増税されると国保も税率を上げなくても当然増税になってくると思うのですよ。それが、18年、19年度でどう変わってくるかという点の見通しが見えてこないのですが、市税だけでも22億円増税されますよね。国保税も増税しなくても増えてくると思います。そういうことを考えますと、精神医療附加金についてはたいして金がかかるわけではないから、2年ぐらい継続してもよいのではないかと思います。

事務局：川崎市と横須賀市については前にも御説明いたしましたように、保険証が2年毎に更新する中で、今年度の更新前早々に継続を決めて結核・精神付加金関係の記載をして保険証を交付しておられます。しかしながら、将来的には他市の動向を見て検討されるのではないかと思います。

委員：それは、わかっています。

会長：ほかにございますでしょうか。

会長：御意見、御質問もございませんでしたら、ここで、答申案をとりまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

答申でございますが、結核・精神医療附加金については、平成18年4月1日廃止する。周知期間の平成18年4月から6月までの3か月間は継続とする諮問事項に答申をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

《委員から賛同する声あり》

会長：このあと、答申の文案作成と答申の日時・方法等については私の方に御一任をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

《委員、賛同し、了承される。》

会長：御一任をいただきましたので、それでは、議題（1）「結核・精神医療附加金について」は、これで終わらせていただき、本日諮問を受けました議題（2）「国民健康保険の税率改定について」を審議いたします。なお、諮問書につきましては、お手許に写しを配付しております。